

月次支援金・感染拡大防止協力金・一時金の違い

名 称	主な対象	支 給 額	その他
(国) 月次支援金	<p>緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、<u>飲食店の休業・時短営業</u>や<u>外出自粛等の影響により、売上が50%以上減少した事業者</u>。</p> <p>※ 対象措置実施都道府県の「休業・時短営業」対象飲食店と直接・間接の影響があること。 ※ 対象措置を実施する都道府県に住んでいる個人顧客と直接的な取引があること。</p>	<p>○中小法人 上限 20万/月 ○個人 上限 10万/月</p> <p>= (R1年又はR2年の基準月の売上) - R3年の対象月の売上</p>	<p>・県の感染拡大防止協力金の支給対象となっている事業者の方は、県の時短営業の協力のあった月（福島県の場合は5月）は、<u>月次支援金の請求ができません</u>。</p> <p>-----</p> <p>・申請期限 4、5月分 ⇒ <u>8月15日</u> 6月分 ⇒ <u>8月31日</u></p>
(県) 感染拡大防止協力金	<p>5月15日からの<u>時短営業に協力した事業者</u> (売上減少の要件なし)</p>	<p>○売上高方式 <u>1日当たりの交付単価×日数</u> (2.5~7.5万円) (R1年又はR2年)5月の売上を基に単価を算出</p> <p>○売上高減少方式 <u>1日当たりの交付単価×日数</u> (0~20万円) (R1年又はR2年)5月の売上からR3年5月の売上を差し引いた差額を基に交付単価を算出。</p>	<p>・消費税課税事業者は「<u>税抜き</u>」の金額を記入 消費税非課税事業者は決算書の金額を記入。</p> <p>-----</p> <p>・テイクアウトの売上は除く</p> <p>-----</p> <p>・申請期限 <u>7月30日</u></p>
(県) 一時金	<p>5月15日からの<u>時短営業、外出自粛の影響により、売上が30%以上減少</u>している事業者</p> <p>※ R3年5月と(R1年又はR2年5月)との比較</p>	<p>一律 20万円</p>	<p>・売上金額は決算書に記載してある金額を記入 (消費税は考慮しなくてよい)</p> <p>-----</p> <p>・申請期限 <u>7月30日</u></p>

県の感染拡大協力金の支給対象事業者

名 称	4月	5月	6月
(国) 月次支援金	○	×	○
(県) 感染拡大協力金	—	○	—
(県) 一時金	—	—	—

それ以外の事業者

名 称	4月	5月	6月
(国) 月次支援金	○	○	○
(県) 感染拡大協力金	—	—	—
(県) 一時金	—	○	—